

## 銚田市中小企業事業資金融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の中小企業者が、銚田市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成17年銚田市条例第123号。以下「条例」という。）に基づき金融機関から融資を受けた場合において、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、当該利子補給金については、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるもののほか、この告示によるものとする。

(補給金交付の対象者)

第2条 前条に規定する市が負担する利子補給金（以下「補給金」という。）は、条例に基づき保証協会の保証債務を受け、金融機関から事業資金の融資を受けた債務者に対して交付するものとする。

(補給金の対象及び期間)

第3条 補給金の対象となる金額及び期間は、次項のとおりとする。なお、この場合において延滞分は認めないものとする。

2 補給金の額及び期間は、次のとおりとする。

	利子補給	
	補給金の額	補給の期間
自治金融	年1.11%以内	融資を受けた日（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）から1年

(補給金の交付申請)

第4条 中小企業者が第2条の規定により補給金の交付を受けようとするときは、条例第11条の規定に基づき、融資保証のあっせんの申込みをする際に中小企業事業資金融資利子補給金交付申請書（様式第1号）及びによる納税状況の確認及び利子補給に係る同意書（様式1号-1）を市長に提出するものとする。

(補給金の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、中小企業事業資金融資利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補給金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付決定に基づき、補給金を交付するものとする。

2 市長は、指定金融機関に対し、当該融資等に係る返済が滞っていないことの確認を、利子補給計算書（様式第3号）にて依頼するものとする。

3 市長は、当該融資等に係る返済が滞っていないことを確認した時点において補給金を交付するものとする。

(補給金交付の取消し等)

第7条 市長は第5条の規定により補給金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付決定を取り消し、又は交付した補給金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補給金を目的以外に使用したと認めるとき。

(2) 虚偽の申請により補給金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日(以下「失効日」という。)以前に第4条の規定による申請を行った者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。